平成２１年（フ）第４３０号
神戸市西区押部谷町和田80
債務者　岡野　勇起
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４５９号
神戸市西区王塚台５丁目124―２、旧住所神戸市西区秋葉台１丁目23―13
債務者　吉野　裕志
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４７３号
兵庫県明石市大久保町江井島986―２―203、旧住所兵庫県明石市藤江1449―２―107
債務者　山中　純一
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４８０号
兵庫県明石市鳥羽1478―１和幸荘、旧住所兵庫県明石市和坂稲荷町47―30
債務者　坂本　隆司
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４８５号
兵庫県明石市二見町西二見795県住１棟105
債務者　北山　敦子
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４８６号
兵庫県明石市松が丘１丁目１―４―118
債務者　早野俊二郎
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４８９号
兵庫県明石市大久保町高丘３丁目１―１―15―302　長畠方、旧住所兵庫県明石市大久保町森田13―１―２Ｆ南
債務者　金貝　洋子
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４９５号
兵庫県明石市西明石南町２丁目14―９ビッグバードⅡ―200、旧住所兵庫県明石市東野町2151―３―104
債務者　逸見　光介
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４９８号
兵庫県明石市魚住町清水1928　プレステージ明石魚住Ⅲ―407、旧住所兵庫県明石市二見町東二見727―１バリュージュ東二見Ｂ―102
債務者　矢野　美鈴
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４９９号
兵庫県明石市大久保町大窪1616―103
債務者　岩佐　順子
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４４７号
山口県下関市丸山町１丁目３番10号
債務者　川島美津枝
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１６３５号
さいたま市浦和区神明１丁目７番22号　Kハイツ A101、旧住所さいたま市浦和区神明２丁目13番３号
債務者　高倉良こと　熊島史津男
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８０３号
千葉県松戸市常盤平２丁目23番地　常盤平公団住宅１街区５棟101号
債務者　野村ひとみ
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８５２号
千葉県松戸市八ケ崎７丁目23番地の16
債務者　長谷川　強
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８５８号
千葉県我孫子市柴崎台４丁目11番12号
債務者　御代川幸枝
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８６３号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷２丁目１番18号プチ・スクェア102号
債務者　市川不二子
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８８１号
千葉県柏市新柏４丁目10番地２
債務者　榊原　　正
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部